

公益社団法人 日本交通政策研究会
著作権規程

平成 23 年 6 月 17 日施行

(趣旨)

昨今の電子出版や学術情報のインターネット公開の急激な進展に伴い、本会においても日交研シリーズの電子ファイル化に向けて取り組むことになり、その第一段階として、ホームページに掲載された直近の日交研シリーズ要旨のダウンロード、報告書の DVD 出版等を実施する予定である。このような紙ベースの報告書から電子ファイルの報告書への移行に際して、公益社団法人日本交通政策研究会として著作権に関する規程を制定する。

(著作権の委託)

1. 著者は掲載された論文等の著作権を本会に委託する。

(著作権の帰属)

2. 掲載された論文等の編集著作権及び出版権は本会に帰属する。

(著者の使用制限)

3. 著者が自分の論文等を自らの用途のために使用することについて制限はない。

(同一性保持権の不行使)

4. 著者は以下の場合には同一性保持権を行使しないものとする。
 - ・ 翻訳に伴う変形
 - ・ アブストラクトのみを抽出して利用
 - ・ その他、本会または本会が許諾した者の利用に伴う変形

(著者の責任)

5. 掲載された論文等の執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に被害を与えた場合、著者がその責を負う。